



論点

No.2

法人の種類

問題 1 令和 4 年 第 4 問 重要度 B

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

株式会社と合同会社の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社及び合同会社のいずれも、会社成立後の出資に際して、資本金を増やさずに出資による資金調達を行うことはできない。
- イ 株式会社においては法人は取締役となることはできないが、合同会社においては法人が業務執行社員になることができる。
- ウ 株式会社の株主は 1 名でもよいが、合同会社の社員は 2 名以上でなければならない。
- エ 株式会社の株主は有限責任であるが、合同会社の社員は無限責任である。

問題 2 令和元年 第 1 問★ 重要度 A

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

合同会社、合名会社、合資会社の比較に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、会社成立後に新たに社員を加入させることができる。
- イ 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、社員は 2 名以上でなければならない。
- ウ 合同会社、合名会社、合資会社のいずれの会社も、定款の定めによっても、一部の社員のみを業務執行社員とすることはできない。
- エ 合同会社と合名会社の社員は無限責任社員のみで構成されるが、合資会社の社員は無限責任社員と有限責任社員により構成される。

問題 3**平成30年 第1問★****重要度 B****チェック** ☒ ☐ ☐

合同会社は、当事者間で最適な利害状況を自由に設定することを可能とすることによって、事業の円滑な実施を図り、法規制による保護ではなく、利害関係者の自己責任による問題解決に委ねるという会社類型である。

株式会社と合同会社を比較した記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社の株主は、会社債権者に対して間接有限責任しか負わないが、合同会社の社員は、会社債権者に対して直接無限責任を負う。
- イ 株式会社の場合には、資本金を増やさずに出資による資金調達を行うことはできないが、合同会社の場合には、資本金を増やさずに出資による資金調達を行うことができる。
- ウ 株式会社の場合にも、合同会社の場合にも、純資産額が300万円以上でなければ、配当を行うことができない。
- エ 株式会社の場合にも、合同会社の場合にも、貸借対照表を公告しなければならない。



会社の設立と登記

問題 4

令和6年 第6問

重要度 A

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

定款の記載事項は、絶対的記載事項（定款に必ず記載または記録しなければならない事項であって、これを記載または記録しないときには定款自体が無効となるもの）、相対的記載事項（定款で定めないとその事項の効力が認められないもの）、任意的記載事項（定款に記載せずに他の方法で定めても有効であるにもかかわらず、会社の意思で定款に記載する事項）に分類される。

次の事項のうち、株式会社の定款における絶対的記載事項ではないものの組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

- a 本店の所在地
- b 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
- c 発起人の氏名または名称および住所
- d 取締役の員数
- e 定時株主総会の招集時期

【解答群】

- ア a と c
- イ b と d
- ウ b と e
- エ d と e

問題5 **令和5年 第5問（設問1・設問2）**

以下の会話は、株式会社の設立を考えている甲氏と中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。なお、甲氏は、定款を書面で作成することを考えている。

甲 氏：「これまで、個人で事業を行っていましたが、事業が軌道に乗ってきたので、株式会社を設立したいと思います。新しく設立する会社が発行する株式については、私が引き受ける他に、私の父が設立したX株式会社と私の友人である乙氏にも引き受けてもらうことになっています。ちょっと調べたところ、株式会社を設立する場合には、定款に発起人が署名または記名押印をしなければならないと聞きました。私は発起人になることにしていますが、乙氏も発起人にならないといけないのでしょうか。」

あなた：「。」

甲 氏：「ありがとうございます。では、X株式会社は発起人になることはできるのでしょうか。」

あなた：「。」

甲 氏：「また、株式会社を設立するに際しては、取締役を選任しなければならないと聞きました。会社法では、私は取締役にならず就任しなければならないのでしょうか。」

あなた：「。」

甲 氏：「定款では、その設立時取締役の定めはしない予定なのですが、この場合、設立時取締役というのは、どのような手続で選任することになるのでしょうか。」

あなた：「。」

甲 氏：「いろいろとありがとうございます。分からないことがあったら、またお伺いします。」

あなた：「お気軽にご相談ください。必要があれば、知り合いの弁護士を紹介します。」

(設問 1) ★ 重要度 A

チェック✓□□□

会話の中の空欄AとBに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア A：発起設立、募集設立のいずれの場合でも、乙氏は発起人にならなければなりません
B：X株式会社は法人なので、発起人になることはできません
- イ A：発起設立、募集設立のいずれの場合でも、乙氏は発起人にならなければなりません
B：法人も発起人になることができますので、X株式会社も発起人になることができます
- ウ A：発起設立によって株式会社を設立する場合には乙氏は発起人にならなければなりません、募集設立によって株式会社を設立する場合には、必ずしも乙氏は発起人になる必要はありません
B：X株式会社は法人なので、発起人になることはできません
- エ A：発起設立によって株式会社を設立する場合には乙氏は発起人にならなければなりません、募集設立によって株式会社を設立する場合には、必ずしも乙氏は発起人になる必要はありません
B：法人も発起人になることができますので、X株式会社も発起人になることができます

(設問 2) 重要度 B

チェック✓□□□

会話の中の空欄CとDに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、定款では設立時取締役として定められた者はいないものとする。

- ア C：いいえ。設立時取締役は必ずしも発起人でなくてもよいので、必ずしも甲氏が設立時取締役になる必要はありません
D：発起設立、募集設立のいずれの場合も、発起人全員の同意によって選任することになります
- イ C：いいえ。設立時取締役は必ずしも発起人でなくてもよいので、必ずしも甲氏が設立時取締役になる必要はありません
D：発起設立の場合は、発起人の議決権の過半数により、募集設立の場合は、創立総会の決議によって選任することになります
- ウ C：はい。甲氏は発起人ですので、必ず設立時取締役にしなければなりません
D：発起設立の場合は、発起人全員の同意により、募集設立の場合は、創立総会の決議によって選任することになります
- エ C：はい。甲氏は発起人ですので、必ず設立時取締役にしなければなりません
D：発起設立の場合は、発起人の議決権の過半数により、募集設立の場合は、創立総会の決議によって選任することになります

問題6 令和4年 第6問（設問2）

以下の会話は、甲氏と、中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。
この会話に基づき下記の設問に答えよ。

甲 氏：「最近、私の友人が株式会社を立ち上げました。私も、株式会社をつくって、事業をやりたいと思います。友人の株式会社は、公開会社ではない株式会社と聞きました。公開会社ではない株式会社とは、どのような会社ですか。」

あなた：「公開会社ではない株式会社とは、発行する全部の株式が譲渡制限株式である会社をいいます。」

甲 氏：「公開会社ではない株式会社には、どのような特徴があるのでしょうか。」

あなた：「公開会社ではない株式会社の場合には、A。」

甲 氏：「ありがとうございます。今後、実際に株式会社を設立する場合、どのような点に注意すればよいのでしょうか。」

あなた：「B。」

甲 氏：「ありがとうございます。分からないことがあったら、またお伺いします。」

（設 問）★ 重要度 A

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

会話の中の空欄Bに入る記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社を設立するに当たって作成する定款には、商号を記載又は記録しなければなりませんので、考えておくとよいでしょう
- イ 株式会社を設立するに当たって作成する定款は、電磁的記録により作成することはできませんので、注意してください
- ウ 株式会社を募集設立によって設立する場合、最低資本金の額は300万円となりますので、注意してください
- エ 発起人は3名以上でなければなりませんので、甲氏のほかに発起人となってくれる人を探しておくといよいでしょう

問題7 令和2年 第2問 重要度 B

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

株式会社の設立に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 株式会社を設立するに当たって、株式会社の定款に、発起人の氏名を記載又は記録する必要はない。
- イ 発起設立における設立時取締役の選任は、定款に別段の定めがない場合、発起人の全員の同意により決定する。
- ウ 発起人が複数いる場合、発起設立の場合には発起人の全員が設立時発行株式を引き受けなければならないが、募集設立の場合には、発起人の一人が設立時発行株式を引き受ければよく、発起人全員が設立時発行株式を引き受ける必要はない。
- エ 発起人は、現物出資について裁判所選任の検査役の調査を経た場合、現物出資者又は当該財産の譲渡人である場合を除き、現物出資財産の不足額填補責任を負わない。



合併および会社分割の手続き

問題8 令和5年 第6問（設問1・設問2）

以下の会話は、X株式会社の代表取締役である甲氏と、中小企業診断士であるあなたとの間で行われたものである。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

なお、本間における吸収合併の手続においては、X株式会社を消滅会社とすることを念頭に置いている。

甲 氏：「このたび、X株式会社の事業の全部を譲渡することを考えており、譲渡先を探していたところ、取引先であるY株式会社から、X株式会社の事業の全部を譲り受けてもよいという話がありました。知人に聞いたところ、X株式会社の事業の全部をY株式会社に移管する方法としては、事業譲渡の他に吸収合併という方法もあるという話をしていました。取引先への商品代金の支払債務について、事業譲渡と吸収合併によって違いはあるのでしょうか。」

あなた：「 A 。」

甲 氏：「なるほど。ありがとうございます。では、吸収合併と事業譲渡で、Y株式会社から受け取る対価に違いはあるのでしょうか。」

あなた：「 B 。」

甲 氏：「では、Y株式会社に吸収合併又は事業譲渡ですべての事業を移管した場合、X株式会社はどうなるのでしょうか。」

あなた：「 C 。」

甲 氏：「なかなか悩ましいですね。実は、Y株式会社の他に、私の知人である乙氏からX株式会社の事業の全部を承継してもよいという話も聞いています。乙氏は会社を設立しておらず、個人で事業を行っているのですが、事業譲渡や吸収合併は、相手先が会社でなくてもすることができるのでしょうか。」

あなた：「 D 。」

甲 氏：「分かりました。今日のお話を踏まえ、スキームを検討します。また、ご相談させてください。」

あなた：「必要があれば、弁護士を紹介しますので、お気軽にご相談ください。」

(設問 1) ★ 重要度 A

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

会話の中の空欄AとBに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア A : 吸収合併、事業譲渡いずれの場合でも、X株式会社の債務は当然にY株式会社に承継されます
B : 吸収合併、事業譲渡のいずれの対価も金銭に限られません
- イ A : 吸収合併の場合は、X株式会社の債務は当然にY株式会社に承継されますが、事業譲渡の場合には、債権者の承諾を得なければ、X株式会社の債務をY株式会社に承継させて、X株式会社がその債務を免れるということとはできません
B : 吸収合併、事業譲渡のいずれの対価も金銭に限られません
- ウ A : 吸収合併の場合は、X株式会社の債務は当然にY株式会社に承継されますが、事業譲渡の場合には、債権者の承諾を得なければ、X株式会社の債務をY株式会社に承継させて、X株式会社がその債務を免れるということとはできません
B : 吸収合併の対価はY株式会社の株式であることが必要ですが、事業譲渡の対価はY株式会社の株式に限られず、金銭によることも可能です
- エ A : 吸収合併の場合は、X株式会社の債務は当然にY株式会社に承継されますが、事業譲渡の場合には、債権者の承諾を得なければ、X株式会社の債務をY株式会社に承継させて、X株式会社がその債務を免れるということとはできません
B : 吸収合併の対価は金銭であることが必要ですが、事業譲渡の対価は金銭に限られません

(設問 2) ★ 重要度 B

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

会話の中の空欄CとDに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア C : 吸収合併、事業譲渡いずれの場合も、X株式会社は当然に解散します
D : 吸収合併、事業譲渡いずれの場合も、相手先は会社である必要があります
- イ C : 吸収合併、事業譲渡いずれの場合も、X株式会社は当然に解散します
D : 吸収合併の場合は、相手先は会社である必要がありますが、事業譲渡の場合は相手先が会社である必要はありません
- ウ C : 吸収合併、事業譲渡いずれの場合も、X株式会社は当然には解散しません
D : 吸収合併、事業譲渡いずれの場合も、相手先は会社である必要があります
- エ C : 吸収合併の場合は、X株式会社は当然に解散しますが、事業譲渡の場合は当然には解散しません
D : 吸収合併の場合は、相手先は会社である必要がありますが、事業譲渡の場合は相手先が会社である必要はありません

問題9**令和3年 第3問****重要度 B****チェック** ☒ ☐ ☐ ☐

いわゆる簡易合併手続に関する会社法における記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 簡易合併手続においては、存続会社のすべての株主に株式買取請求権が認められるが、存続会社における債権者保護手続は不要である。
- イ 簡易合併手続は、吸収合併契約締結から合併の効力発生日まで20日あれば、実施することが可能である。
- ウ 簡易合併手続は、存続会社及び消滅会社のいずれにおいても、合併承認に係る株主総会の決議を不要とする手続である。
- エ 存続会社の全株式が譲渡制限株式であり、かつ、合併対価の全部又は一部がかかる存続会社の譲渡制限株式である場合、簡易合併手続を用いることはできない。

問題10**令和2年 第5問****重要度 B****チェック** ☒ ☐ ☐ ☐

会社法が定める株式会社の合併に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記がなされるまでは第三者に対抗することができない。
- イ 吸収合併存続会社は、債権者異議手続が終了していない場合においても、合併契約に定めた効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。
- ウ 吸収合併存続会社は、私法上の権利義務のほか、吸収合併消滅会社が有していた行政機関による許認可などの公法上の権利義務についても、その権利義務の種類を問わず、当然に、その全てを吸収合併消滅会社から引き継ぐ。
- エ 吸収合併における合併の対価は、株式に限られ、金銭を対価とすることはできない。

問題11 平成30年 第2問★ 重要度 B

チェック✓□□□

下表は、合併及び会社分割の各手続において、簡易手続及び略式手続の有無を整理したものである。空欄A～Dに入る記号の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

なお、該当する手続があるものについては「○」、ないものについては「×」を記載することになっている。

吸収合併	吸収合併存続株式会社		吸収合併消滅株式会社	
	簡易手続	略式手続	簡易手続	略式手続
	○	○	A	B
新設合併			新設合併消滅株式会社	
			簡易手続	略式手続
			×	×
吸収分割	吸収分割承継株式会社		吸収分割株式会社	
	簡易手続	略式手続	簡易手続	略式手続
	○	○	○	○
新設分割			新設分割株式会社	
			簡易手続	略式手続
			C	D

【解答群】

- ア A : ○ B : × C : × D : ○
 イ A : ○ B : × C : × D : ×
 ウ A : × B : ○ C : ○ D : ○
 エ A : × B : ○ C : ○ D : ×

問題12 平成30年 第5問 重要度 B

チェック✓□□□

株価の算定方法に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア ゴードン・モデル方式では、比較の対象として適切な会社を選定することが難しい。
 イ 時価純資産額方式では、支配株主が不当に剰余金の配当額を抑えていると、株価が不当に低く評価されてしまう。
 ウ 実際配当還元方式では、保有する資産の価値は低いが稼ぐ力を高く有している会社の株価が不当に低く評価されてしまう。
 エ ディスカウント・キャッシュ・フロー法では、将来の業績を予測する必要があるが、それを正確に予測するのが難しい。

問題13**平成29年 第2問****重要度 B****チェック** ☒ ☐ ☐ ☐

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたとX株式会社（以下「X社」という。）の代表取締役甲氏との間で行われたものである。甲氏は、X社の発行済株式の全てを保有している。会話の中の空欄A～Cに入る記述の組み合わせとして、最も適切なものを下記の解答群から選べ。

甲 氏：「会社分割の手続を利用して、当社のα事業を、Y株式会社（以下「Y社」という。）に売却しようと考えているのですが、債権者異議手続の対象となる債権者の範囲を教えてください。まず、吸収分割によりα事業に係る権利義務をY社に直接承継させ、その対価としてX社がY社から現金を受け取る場合にはどうなりますか。」

あなた：「売却ということで、X社は、分割後、α事業に対する支配権を手放すということでしょうから、分割契約において、Y社に承継させる債務に係る債権者は、もうX社に債務の履行を請求できないと定めることになりますよね。そうすると、 が債権者異議手続の対象になります。」

甲 氏：「では、新設分割によりα事業に係る権利義務を新たに設立したZ株式会社（以下「Z社」という。）に承継させた上で、Z社の株式をY社に譲渡する場合にはどうなりますか。」

あなた：「Z社の株式の譲渡の対価をX社が受け取りたい場合には、新設分割と同時にZ社の株式をX社が保有する物的分割になります。また、分割計画において、Z社に承継させる債務に係る債権者は、やはり、もうX社に債務の履行を請求できないと定めることになりますよね。そうすると、 が債権者異議手続の対象になります。」

他方、Z社の株式の譲渡の対価を甲さんが個人で受け取りたい場合には、新設分割と同時にZ社の株式を甲さん個人が保有する人的分割になるでしょう。その場合には、 が債権者異議手続の対象になります。」

事業の売却ということであれば、いろいろな専門家のアドバイスも必要になってくると思いますし、よい方を紹介しますから、一緒に相談に行ってみませんか。」

【解答群】

- ア A : Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前からY社の債権者であった者
B : Z社に承継させる債務に係る債権者
C : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者
- イ A : Y社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前からY社の債権者であった者
B : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者
C : Z社に承継させる債務に係る債権者
- ウ A : Y社に承継されない債務に係る債権者とY社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前からY社の債権者であった者
B : Z社に承継させる債務に係る債権者
C : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者
- エ A : Y社に承継されない債務に係る債権者とY社に承継させる債務に係る債権者と分割の効力発生日前からY社の債権者であった者
B : Z社に承継させる債務に係る債権者だけでなく、Z社に承継されない債務に係る債権者
C : Z社に承継させる債務に係る債権者

問題14 **平成28年 第3問（設問1）**

以下の会話は、中小企業診断士であるあなたとX株式会社（以下「X社」という。）の代表取締役甲氏との間で行われたものである。X社は、 α の製造販売事業（以下「 α 事業」という。）を営んでいる。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

甲 氏：「おかげさまで弊社の α 事業は好調です。そこで、業容を拡大したいと考えていたところ、先日ちょうど、取引銀行を通じて、弊社と同じ α 事業を営んできたY社から、事業の選択と集中を進めたいから同事業を買収しないかという話をもらいまして、現在前向きに検討しています。Y社は、 α 事業以外の事業も営んでいるので、新設分割で α 事業をいったん切り出して子会社Z社を設立し、弊社がY社からZ社の全株式を現金で買い取るスキームを考えています。何か注意しておいた方がいいことはありますか。」

あなた：「。それから、同業他社から競合する事業を買収することになりますから、独占禁止法に低触するかどうか問題になります。少なくとも公正取引委員会への届出の可否については検討しなければなりません。」

甲 氏：「。」

あなた：「。いずれにせよ、事業の買収、特に買い手の場合には、大小様々なリスクを伴いますから、その分野に詳しい専門家からアドバイスを受けないと後で痛い目を見ますよ。ちょうどいい人を知っていますから紹介しますよ。」

甲 氏：「ありがとうございます。」

（設 問）

チェック ☒ ☐ ☐ ☐

会話の中の空欄Aに入る記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア α 事業に関係する債務は、Z社が承継する債務から除外することはできないので、 α 事業に関係する簿外債務がないかどうかの調査が重要になります
- イ Y社が α 事業に関して締結している契約の中に、会社分割が解除事由として定められているものがないかの確認が重要になります
- ウ Z社において α 事業を営むのに新たに許認可を取得することが必要な場合には、その許認可を得るのに必要な期間やコストを把握しておく必要があり、そのコストをX社が負担するのかY社が負担するのか交渉する必要があります
- エ 契約の分割等の可否を検討するために、Y社が、 α 事業とそれ以外の事業の双方で、同一の契約に基づいて使用しているリース資産やシステムがないかどうかの確認が必要になります